

日本学術会議の新規会員候補の任命拒否に関する学会声明

日本学術会議の第25期新規会員の任命にあたり、2020年10月1日、現内閣総理大臣は、その会員候補105名のうち、人文・社会科学系6名の研究者の任命を明確な説明もなく拒否する決定をおこないました。これは日本学術会議法に定める本会議の独立性を無視し、本会議が推薦した会員候補者が任命されないという、学問の自由（憲法第23条）をもっぱら侵害するものです。学問の自由及び政治的介入からの自立性は、われわれ学術研究の根幹をなすものであり、それらが侵害されることは極めて遺憾なことです。

言論と表現の自由は、子どもの最善の利益や教育権・学習権保障を旨とする学校ソーシャルワーク研究において不可欠なことです。それがないがしろにされることは、子どもたちの命と暮らし守り、子どもたちの権利擁護を学校・家庭・地域の中で具体化し充実させるソーシャルワークの実践的理論的研究の発展の阻害（子どもの人権と教育及び発達の保障に資する本学会の目的）にもつながります。

日本学校ソーシャルワーク学会は、このような事態を憂慮し、日本学術会議第181回総会において提出された要望事項、「推薦した会員候補者が任命されない理由への説明」と「任命されていない方を速やかに任命すること」に賛同し、それを支持します。

2020年10月12日

日本学校ソーシャルワーク学会第5期理事会